

## ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

### ◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、ふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- (2) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出する必要があります。（届出書については、ふるさと納税先自治体へご確認ください。）
- (3) 5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。

※ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、寄附先自治体（安芸高田市）の下記の送付先へ郵送により提出をお願いいたします。（押印必須）

### ◆マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、[個人番号確認の書類]と[本人確認の書類]のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請」と一緒にご提供ください。

#### 【同封いただく書類】

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 または住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 または住所が確認できるように コピーする。

### ◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）送付先について

必要事項をご記入のうえ、**平成31年1月10日（必着）**にてご返送ください。

返送の際は同封の返信用封筒をご利用ください。

#### <お問い合わせ先>

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市 地方創生推進課

TEL：0826-42-2124

MAIL：furusato-34214@city.akitakata.lg.jp

## 寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

### 【注意事項】

「E」「F」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

**A. 提出日を記入し、太枠内の項目を全て記入してください。**

平成 30 年 寄附分 市町村民税  
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 30 年 ○ 月 ○ 日		整理番号	
住 所	東京都○○区○○町○丁目○番	フリガナ	フルサト タロウ
		氏 名	故郷 太郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
		個人番号	○△□×○△□×○△□×
電話番号	00-0000-0000	性 別	男
		生年月日	昭和40年2月1日

**B. 捺印してください。**

**C. 個人番号(マイナンバー)を記入してください。**

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請するに当たっては、申告の特例対象年（第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告の特例対象年（第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。））に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

**D. 寄附した年月日と金額を記入してください。**

**★E・Fどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。**

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成30年1月1日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項  
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合は、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、1)及び2)に該当すると見込まれる者を行います。

1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

**E. 確定申告(または住民税申告)をしない方はチェックできません。**

※ 確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者を行います。

**F. 寄附先の団体が1年間(1月1日～12月31日)で5団体以内であればチェックできます。(寄附回数ではなく寄附先の数)**

(切り取らないでください。)

平成 30 年 寄附分 市町村民税  
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	東京都○○区○○町○丁目○番	受付日付印
氏 名	故郷 太郎 殿	
受付団体名		○○県○○市

**G. 住所・氏名を記入してください。**